

野本孝子

「介護保険制度の改悪は許せない」

安倍自公政権は昨年臨時国会で、社会保障制度を解体する「プログラム法案」を可決しました。介護保険分野は2014年の通常国会に『改革』に必要な法案を提出し、2015年度から実施を予定しています。『改革』の中身は給付の抑制と利用者の負担増であり、「保険あって介護なし」の状態が深刻になり、「介護難民」が増大するだけです。



問題点 1

要支援1・2の人から
デイサービスと
ホームヘルパーを奪う

要支援1・2の人たちの「訪問介護」と「通所介護」を介護保険から外し、市町村事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」にすべて移行する計画です。新しい総合事業の内容や対象者は市町村が決めますが、国は財源の上限を設けるため、サービスの提供は現在の介護事業所ではなく、安上がりのボランティアやNPOを担い手にしようとしています。

市の高齢者支援課は、「NPOやボランティアの受け皿はあると考えているのか」との私の質問に対し、「むしろ難しい」と答えています。確保できなければ、要支援者へのサービスの提供ができません、必要な介護が保障されない事態になります。

介護給付費の削減だけを目的にした要支援者の介護保険外しは許せません。



市内のデイサービスセンターで
(本文とは関係ありません)

問題点 2

特別養護老人ホームの
入所は要介護3以上に
限定する

新潟市の特養ホーム待機者は2013年2月1日現在5、272人です。その内、要介護1・2の申込者は1、364人で約26%を占めています。現在特養ホームに入所している方では、257人約7%が要介護1・2です。国は「施設から在宅へ」の方針のもと、この人たちを特養ホームからしめ出そうとしています。

国は在宅になる高齢者の受け皿として、「サービス付き高齢者向け住宅」を建設し、高齢者の住まいの確保を推進するとしています。市はモデルケースとして中央区の下町に建設しましたが、費用は毎月10万円位、ほかに介護サービスを利用すればその費用は自己負担です。とても低所得の高齢者が利用できるものではありません。

施設を追い出され、行き場のない「介護難民」が増大することは避けられず、高齢者の餓死や孤立死、家族崩壊、介護心中などの悲惨な事件が多発することが予想され、怒りを感じざるを得ません。

これら二つの問題点の他にも、一定以上の所得がある利用者の負担は1割から2割にすることや、介護事業所の介護報酬単価の引下げ、地域包括ケアシステムによる公的責任の放棄など、まさに「保険あって介護なし」の介護保険「改革」です。

市の裁量が発揮できる新しい総合事業に、現在の介護サービスの水準を低下させない内容を入れさせ、市の独自予算で対応させていくために、全力をつくす決意です。